

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のおり公表する。）

平成二十五年十二月十三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	大宮高等学校	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>物品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 24 年度に学校が行った調査で発見できなかった備品について、不用決定及び廃棄処分の手続きが行われていた。</p> <p>しかし、廃棄処分したとされる備品の一部が後日発見されるなど、調査が不十分だった上に、不用決定等の理由が事実と異なっていた。</p> <p>2 収納金原符について、平成 21 年度への繰越の際に消耗品出納簿に誤った残高を記載しており、平成 24 年度まで現物と消耗品出納簿の残高が一致しない状況であった。</p>	<p>再発防止のため、以下の取組を行った。</p> <p>1 所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則に基づき、平成 25 年 3 月 22 日に事故報告書を提出し、平成 25 年 3 月 22 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>全職員に対し、適正な物品管理と事務処理を実施するよう周知徹底した。</p> <p>また、物品の保管場所について、再度調査を行い、より適切に管理できるよう備品管理ファイルを補助する資料を作成した。</p> <p>2 平成 24 年度の出納簿について、平成 24 年 10 月 4 日に誤記訂正を行った。</p> <p>また、財務規則に基づく出納員の事務引継ぎを適切に行い、現物と出納簿の照合を徹底することとした。</p> <p>加えて、出納簿への誤った記載を防止するため、複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。</p>
教育局	草加南高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則に基づき、平成 25 年 7 月 24 日に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 25 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため管理責任者を定め、定期的に現物の確認をすることとした。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	鷺宮高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「ボイラー一点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。	<p>支出手続きにおいて過払いが発生したため、返納の手続きを進めたが債務者である法人が消滅していたため、請求をすることができなかった。このため、その経過をまとめた顛末書を教育局財務課に提出し、この事案を記録として残した。</p> <p>再発防止のため、支出決定及び審査に際して、見積書と請求書の内容、金額の確認を徹底するよう職員に周知した。</p>